

伊方町水道遠隔検針システム導入業務に係る
プロポーザル実施要領

1. 目的

この実施要領は、伊方町水道遠隔検針システム導入業務の相手方となる受注候補者をプロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 業務目的

本業務を実施するにあたり、受注者の技術力、過去知見を活かした円滑な導入ができるよう、包括的に発注することで業務の効率化を図るとともに、より専門的な視点からのアイデアを取り入れた提案を依頼するものである。

3. 業務概要

(1) 業務名称

伊方町水道遠隔検針システム導入業務

(2) 執行箇所

伊方町三崎地区のうち、別紙1「伊方町水道スマートメーター設置対象地区」とする。

(3) 対象業務

別紙2の「伊方町水道遠隔検針システム導入業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）を参照のこと。

(4) 業務期間

- ① メーター・無線通信端末の納品期日：令和7年9月初旬まで
- ② システム導入期間：契約締結日から令和7年9月末まで
- ③ システム仮提供期間：②の期間中に設定し、検針値取得状況を確認するまで
- ④ システム提供開始：令和7年10月1日から

ただし、上記は伊方町と受注候補者との協議により変更することがある。

(5) 事業費（提案上限額）

14,403,760 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

4. 提案を求めるテーマ

企画提案は以下のすべてについて、その内容を簡潔に説明できる書類を作成すること。また、アピールポイントがあれば、記載すること。

- (1) 水道遠隔検針システムの概要とその導入効果
- (2) 検針データを活用した高齢者向けサービスについて

5. 参加資格

プロポーザルの応募資格は、参加表明書提出日現在において以下の要件をすべて満たすものとする。なお、受託事業者特定までの間に応募資格を有しなくなった場合、その時点で失格となる。

- ア. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- イ. 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められるものでないこと。
- ウ. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- エ. 伊方町入札参加資格停止措置要綱による入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団又は伊方町暴力団排除条例（平成 23 年伊方町条例第 20 号）第 2 条第 3 項に規定する暴力団員等が実質的に経営を支配する業者及びこれに準ずる者でないこと。
- カ. 本プロポーザルに関して、他の応募者の協力者（協力事務所）等になっていないこと。また、応募者に所属する者が、自ら応募者又は他の応募者の協力者になっていないこと。
※協力者（＝協力事務所）とは、業務を実施する上で、応募者が業務の一部を再委託する者である。
- キ. 四国に本社、支社又は事業所を有し、本業務を遂行する能力を有すること。
- ク. 過去（本年度以前 5 年間）に同様の業務を行った実績があること。（業務実績に代わる実証試験実績でもよい。）

6. プロポーザルのスケジュール

内 容	期 日
公募開始	令和 7 年 6 月 13 日（金）
質問書提出	令和 7 年 6 月 19 日（木）17:00 まで
質問に対する回答	令和 7 年 6 月 25 日（水）17:00 まで
参加表明書の提出	令和 7 年 7 月 1 日（火）17:00 まで
企画提案書の提出	令和 7 年 7 月 7 日（月）17:00 まで
審査会（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和 7 年 7 月 14 日（月）※予定
審査結果の通知	令和 7 年 7 月 15 日（火）※予定

7. 募集に関する手続きについて

(1) 関係書類等に関する質問

①質問の提出は、原則として電子メールによるものとし、訪問や電話による質問は受付ない。

②質問の提出先

「12. 連絡先」宛に提出すること。

③質問書の記載事項

会社名、担当者名、電話番号、FAX 番号、メールアドレス、質問内容

④回答方法

関連書類等に関する質問は、上表の質問書提出期日までに提出された質問に対し、質問に対する回答期日までの間に本業務に係るホームページで公表する。また、回答の公表に当たっては質問者を匿名化する。

(2) 参加表明書の提出

①提出書類（紙媒体）

	様式	提出部数
参加表明書	様式第 1 号	1 部
業務実績調書（元受け業務のみ）	様式第 2 号	1 部
担当者もしくは協力事務所の名称等	様式第 3 号	1 部
会社の概要がわかるパンフレット等	任意	1 部

②書類作成上の注意事項

ア. 参加表明書及び関連書類は、別紙「各種様式」に基づき作成すること。

イ. 用紙の大きさは A4 判タテ（片面印刷）とする。

ウ. 背表紙及びファイル等を付加したものは不可とする。

③提出方法等

ア. 持参する場合

提出期限まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）の各日午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までに提出すること。

イ. 郵送する場合

提出期限までに必着とする。

④提出先

「12. 連絡先」宛に提出すること。

(3) 企画提案書の提出

①企画提案書等作成上の留意事項

ア. 提案書の提出は、1 者 1 提案とし、効率的かつ簡潔、明瞭に表現すること。

イ. 提案を補完するため、イメージ図等を使用（着色、彩色可）してもよい。

②提出図書一覧

	様式	用紙サイズ	提出部数
企画提案書	様式第 4 号	A4（タテ）	1 部
企画提案書表紙	様式任意	A4（ヨコ）	8 部
企画提案書	様式任意	A4（ヨコ）	8 部
業務見積書	様式任意	A4	8 部

③書類作成上の注意事項

ア. 用紙は片面印刷とする。

イ. 印刷はカラーとしてもよい。

ウ. 提案書表紙から業務見積書までは上表の順番でまとめ、左上 1 カ所をステープ
ラで留めて提出する。なお、背表紙及びファイル等を付加したものは不可とす
る。

エ. 業務見積書は、別紙 3「内訳算出の条件」に従い、項目及び単価を記載のうえ
算出すること。

④提出方法等

ア. 持参する場合

提出期限まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）の各日午前 8 時 30 分から午後 5
時 00 分までに提出すること。

イ. 郵送する場合

提出期限までに必着とする。

⑤提出先

「12. 連絡先」宛に提出すること。

（4）企画提案に関する質問

①質問の提出は、原則として電子メールによるものとし、訪問や電話による質問は受
付ない。

②質問の提出先

「12. 連絡先」宛に提出すること。

③質問書の記載事項

会社名、担当者名、電話番号、FAX 番号、メールアドレス、質問内容

④回答方法

参加各者に対し、電子メールで回答する。

8. 審査の実施

審査としてプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 日程等

①期日

「6. プロポーザルのスケジュール」による。開始時間は決定次第、通知する。

②場所

伊方町役場 庁舎3階会議室（予定）

③時間

概ね40分（プレゼンテーション20分、ヒアリング20分）

順次個別に行う。順番は提出書類を受理した順に行う。

(2) 方法及び留意事項等

- ①プレゼンテーション及びヒアリング（以下、「プレゼンテーション等」という。）に求める内容は、企画提案書の内容に関するものとする。
- ②プレゼンテーション等には、プロジェクターを使用しパワーポイント等のプレゼンテーションソフトを用いて説明することができる。なお、プロジェクター、スクリーン、電源は町が用意するが、その他の機材については提案者において用意すること。
- ③プレゼンテーション等に使用する資材は、企画提案書とし、内容の変更や追加は認められない。ただし、パワーポイント等使用のための編集については可とする。
- ④プレゼンテーション等の実施時に、自己のプレゼンテーション等の出席時間以外の会場への入室は認めない。
- ⑤プレゼンテーション等への出席は1者につき3名以内とする。
- ⑥オンラインプレゼンテーション等は不可とする。

(3) 業者選定

- ①審査は伊方町上下水道課によって構成する評価委員会が行う。
- ②評価委員会は、企画内容、費用等の次の審査項目について、各委員が個別に審査採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して、最も高い得点を得た者を最優秀提案者として選定する。最優秀提案者以外の者についても得点順に順位付けを行い、次点者1者を選定する。

区分	評価項目	評価基準	配点
企画提案内容	企画提案概要	（共通） ・効率的かつ確実な実施方法が具体的に述べられているか ・遠隔検針導入業務に関する実績があるか	（20） 5
	方針・コンセプト	・水道遠隔検針導入業務に関する基本的考え	5

		方が明確に述べられているか ・ 検針業務に関する知識が十分か	
	業務実施体制	・ 安全かつ確実な実施体制を組んでいるか	5
	業務スケジュール	・ 十分余裕のあるスケジュールを組んでいるか	5
	各種機能・仕様提案	(共通) ・ 要求水準を十分達成しているか ・ 未達の場合の代替策は適切か	(40) 10
	電子式水道メーター・無線通信端末	・ 伊方町の環境においても使用可能か	20
	遠隔検針システム	・ 利便性を有しているか	10
	アフターフォロー提案	・ 長期かつ安定的にサポートが可能か	10
	地域貢献・社会貢献	・ 地元の人材、企業の育成に関する取り組みが述べられているか	10
	価格	参考見積価格 ・ 予定価格に対して安価かどうか	10
	内訳	・ ランニングコストが過剰にかからないか	10
合 計			100

③最高点の者が複数の場合は、審査委員ごとの順位を比較して1位を獲得した数が多い者とし、さらに同数の場合は、評価委員会にて協議のうえ、候補者を選定することとする。

④評価委員会は非公開とする。

⑤企画提案者が多数の場合は、提出された企画提案書等により書類審査を実施し、概ね3者選定するものとする。なお、この書類審査結果については、令和7年7月10日（木）を目途に事業者に対して、個別に電話又は電子メールで連絡し、併せて文書で通知する。なお、審査結果についての問い合わせには応じられないため、予め了承されたい。

（４）結果通知

選定結果は、選定後すべての事業者に通知するが、通知後の問い合わせには応じられないため、予め了承されたい。

9. 契約の締結

- （１）最優秀提案者に選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調の場合は、順位が高い者から順に契約締結の交渉を行う。
- （２）契約交渉にあたっては、企画提案の業務内容を尊重するが、本業務の目的達成のため、町と契約候補者との協議により、契約締結段階での項目の追加、変更、削除を

行えるものとする。従って、契約候補者の決定をもって、企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。

10. 失格事由

次に掲げる事由に該当した場合は失格とする。

- (1) 提出期限に遅れた場合
- (2) 提出書類に不足があった場合
- (3) 企画提案書に虚偽の記載がある場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

11. その他

- (1) 企画立案に要する費用については、提案者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書等の作成、提出及びプレゼンテーション等に関する費用は提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 参加者からの提出書類に含まれる著作物の著作権は、当該参加者に帰属するものとする。ただし、公表、展示その他伊方町が本業務に関し必要と認める用途に用いるときは、伊方町は必要な範囲でこれを無償で 사용할 ことができる。この場合、参加者の技術・商業上のノウハウは公表しない。
- (5) 本企画提案に係る提出書類について、提出期限以降における修正、差し替えまたは再提出は、伊方町が指示をした場合を除き認めない。
- (6) 企画提案書等を提出する意向がない場合には、提出期限までに文書又は FAX にて回答すること。
- (7) 伊方町は実施要領等に定めるものの他、プロポーザルの実施に関して必要な事項が生じた場合には、本業務に係るホームページを通じて参加者に通知する。

12. 連絡先

伊方町役場 上下水道課

所在地：〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1993-1

T E L : 0894-38-2663 (直通)

F A X : 0894-29-3015

メールアドレス : jyosui@town.ikata.ehime.jp